

2012年度一般入学試験における感染症（インフルエンザ等）への対応について**（１）学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に罹患した場合の対応**

試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ・結核・はしか等）^{（注）}に罹患し、治癒していない方は、他の受験生や監督者等への感染の恐れがありますので、受験をお断りしています。

なお、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に罹患し受験できない場合、医師の診断書を提出していただくことで、当該試験に係る入学検定料を返還いたします。

（２）検定料の返還について

受験を予定していた試験日の17:30までに、まず立命館大学入学センターに電話連絡し、指示に従って医師の診断書を立命館大学入学センターまで提出してください。なお、実際に返還されるのは2月に実施する試験は4月末、3月に実施する試験は5月中旬となる予定です。ご了承ください。

<注意>

- ・ 診断書が提出できない場合は対応できません。
- ・ 1科目でも受験した場合、検定料の返還は行いません。
- ・ センター試験方式については、本対応の対象外です。

（３）出願書類に関する事項

学校閉鎖等により調査書・卒業証明書等が出願期間内に入手、送付ができない場合は、後日送付することを原則として出願を受け付けます。

なお、正式な書類が入学までに提出されない場合や、正式な書類が到着した後に出願資格を満たさないことが判明した場合には、合格後であっても入学許可を取り消します。

【問い合わせ先】

立命館大学 入学センター

T E L : 075-465-8351

受 付 : 月～金、および試験実施日の9:00～17:30

（注）学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症